

## 1 マイナンバー制度の概要〔P144〕

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

## 2 国税関係手続における変更点〔P144〕

マイナンバー制度の導入に伴い、税務署に提出する、平成28年分以降の所得税等の確定申告書、贈与税の申告書、消費税の申告書及び個人事業の開業・廃業等届出書等には、マイナンバーを記載することとなりました。また、報酬や不動産の賃借料などの支払を受ける方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

なお、マイナンバーの提供を受ける際には、本人確認（番号確認及び身元確認）を行う必要がありますので、提供先である税務署や支払をする方などに対し、ご本人の本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで、本人確認が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、例えば、通知カードと顔写真付きの身分証明書の提示又は写しの提出により、本人確認を行います。

マイナンバー制度については、内閣官房制作の点字・大活字広報誌「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のご案内～視覚障害者の皆さまへ～」もありますので、あわせてご利用ください。